

犯罪被害者等支援条例の制定

- 目的は、犯罪被害者などが必要とする施策を総合的に推進し、心に寄り添い、権利利益を保護し、町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与すること

❓ 条例制定に至った背景や思いを聞く。

Ⓐ ひとたび犯罪に遭うと、命や財産を奪われるといった直接的な被害に加え、周囲の配慮に欠けた対応などによって、間接的な被害にも苦しめられたりすることもある。行政だけでなく、町民や事業者を含めた地域全体で犯罪被害者の方を支える取り組みを推進していくことが重要である。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギゅっとちゃん」

令和5年度一般会計決算

令和5年度の総括

❓ 2年連続の赤字で、その額も大きくなっており若干懸念される。今後の財政運営について聞く。

Ⓐ 今回の結果を真摯に受け止め、国や県からの補助金や新たな財源の確保により一層努めていく。町民の皆さまの暮らしを最優先とし、必要な投資はきちんと行いながら、既存事業の見直しの徹底や事務の効率化による経費節減など、適正な財政運営に職員一丸となって取り組んでいく。

令和5年度介護保険特別会計決算

❓ サービス給付費の増加の理由を聞く。

Ⓐ その要因は要介護認定者数が41人増加したことと、1件あたりの給付費が高額な施設に入所しての施設介護サービス給付費が増加したためである。サロンや講座の参加や介護ボランティアポイント制度に登録いただき、イベントへのお手伝いなど活動の場が広がるように周知し、介護予防に取り組んでいく。

